

第4回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 ワーキング部会資料2



- (仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台) 条文
比較表

平成23年4月19日(火)

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|--|---|---|---|--|--|
| 前 文 | <p>大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。</p> <p>21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。</p> <p>そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。</p> <p>「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p> | <p>熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。</p> <p>わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下の平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。</p> <p>社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。</p> <p>また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。</p> <p>そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p> | <p>私たちのまち福津市は、玄界灘に面した白砂青松の海岸、安らぎを与えてくれる川、希少動物を育む干潟、美しい田園、緑あふれる山などの豊かな自然環境を有しています。また、農漁業などを営む地域と住宅地域が共存し、人と人との温かいふれあいのあるまちです。</p> <p>このような福津市が、住みたいまち、住み続けたいまちであることは、ここで暮らす私たちの共通の願いです。</p> <p>私たちを取り巻く環境は変化し、従来のような国、県及び市が一律的な施策やサービスを提供するやり方だけでは、地域の実情にあったまちづくりはできなくなってきています。地域の特性や身近な課題を最も知っているのは私たちです。</p> <p>今後、私たちは、一人ひとり何ができるかを考え、子どもから大人まで誰もがまちづくりの担い手となり、知恵を出し、語り合い、共に行動し、私たちみんなの思いが反映された住みよいまちづくりをすすめるため、この条例を制定します。</p> | <p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p> | <p>私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれ、県都として、また、四国の中心都市として発展を続けてきました。このまちに住む私たちには、先人たちがたゆまぬ努力によってつくりあげた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、大切な財産として受け継がれています。</p> <p>私たちは、豊かな自然と都市機能が調和したこの高松を、「高松市民のねがい」に込められた明るく住みよいまちとして、また、すべての人に基本的人権が保障され、あらゆる分野において、その個性と持てる能力を十分に発揮できるまちとして、さらに、豊かな人間性と創造性をはぐくむ文化を発展させ、生きる喜びと潤いを感じられるまちとして、将来に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>このためには、私たち市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、市政および地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が適切な役割分担の下、多様な協力関係を構築し、参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくるとともに、心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。</p> | <p>私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。</p> <p>島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中からも得た知見を今でも私たちに伝えています。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。</p> <p>そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。</p> <p>今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|---------------|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに対馬市市民基本条例を制定します。 |
| 目 的 | (目 的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念 (以下「自治の基本理念」という。) にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。 | (目 的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念 (以下「自治の基本理念」という。) にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。 | (目 的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。 | (目 的) 第1条 この条例は、市民、事業者等、市議会及び市の役割と責務、その他まちづくりに関する基本的な事項を定め、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を 図ることを目的とする。 | (目 的) 第1条 この条例は、高松市における自治の基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割と責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。 | (目 的) 第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および行政の役割と責務並びに情報共有と市民参画と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。 |
| 最高規範性・条例の位置づけ | (最高規範性) 第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。 | (最高規範性) 第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。 | | (この条例の位置づけ) 第55条 他の条例、規則その他の規程により、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則委その他の規定の体系化を図るものとする。 | (条例の位置づけ) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃および解釈運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。 | (最高規範性) 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に関して定めた、本市の最高規範であり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 |
| 定 義 | (定 義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営 | (定 義) 第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するもの | (定 義) 第2条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む人、働く人、活動する人及び学ぶ人をいう。 (2) 事業者等 市内において、公的機関、 | | (定 義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行 | (定 義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人をいう。 |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|--|---|---|---------|---|--|
| | <p>むもの等をいう。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。</p> | <p>をいいます。</p> <p>ア 住民</p> <p>イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。</p> <p>(4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。</p> <p>(5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い協力することをいいます。</p> <p>(6) 市政 市長等又は市議会が行う活動をいいます。</p> <p>(7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。</p> <p>(8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。</p> <p>(9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。</p> | <p>民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業及び活動を行うものをいう。</p> <p>(3) 市民参画 市民及び事業者等が施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、主体的にかかわり、行動することをいう。</p> <p>(4) 共働 共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動することをいう。</p> <p>(5) 地域自治 市全域、小学校区又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治めていくことをいう。</p> <p>(6) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> | | <p>い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および地方公営企業の管理者をいう。</p> <p>(3) 市 議会および執行機関をいう。</p> <p>(4) 地域のまちづくり 市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。</p> <p>(5) 参画 市民が市政および地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。</p> <p>(6) 協働 市民と市が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p> | <p>(2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。</p> <p>(3) まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。</p> <p>(4) 市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。</p> <p>(5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。</p> <p>(6) 協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p> <p>(7) 行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図ることをいう。</p> <p>(8) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。</p> <p>(9) パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、意見、情報、改善案などを求める手続きをいう。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|---------|---|--|---|--|---|---|
| 自治の基本理念 | | <p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 市民の福祉の増進</p> <p>(2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政</p> <p>(3) 一人ひとりの人権の尊重</p> <p>(4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進</p> <p>(5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進</p> <p>(6) 将来にわたる持続可能な社会の実現</p> <p>(7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進</p> | <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民、事業者等及び市は、市民参画と共働を基本として、次に掲げるまちづくりをすすめるものとする。</p> <p>(1) 人と人とのふれあいを大切にし、子どもから大人まですべての人が安心して住むことができるまちづくり</p> <p>(2) 人が集い、語り、行動し、協力するまちづくり</p> <p>(3) 人の知恵を生かし、一人ひとりを大切にするまちづくり</p> <p>(4) 豊かな自然環境と受け継がれてきた伝統文化を大切にすまちづくり</p> <p>(5) 地域に誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくり</p> <p>(6) 地域の資源を知り、生かし、活気あふれるまちづくり</p> <p>(7) 子どもの思いが尊重され、健やかに成長できるまちづくり</p> | | <p>(自治の基本理念)</p> <p>第4条 自治の主権者は、市民とする。</p> <p>2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。</p> <p>3 市民および市は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。</p> | <p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりの基本理念は、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。</p> <p>2 行政及び議会は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>3 市民、議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。</p> |
| 自治の基本原則 | <p>(参加及び協働の原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。</p> <p>(法令の自主解釈)</p> <p>第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。</p> <p>(財政自治の原則)</p> <p>第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治</p> | <p>(自治運営の基本原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。</p> | | <p>(情報共有の原則)</p> <p>第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利)</p> <p>第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(参加原則)</p> | <p>(自治の基本原則)</p> <p>第5条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参画の原則 市民の参画により市政運営および地域のまちづくりが行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 協働して市政および地域の課題の解決に当たること。</p> | <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報をお互いに共有すること。</p> <p>(2) 市民参画の原則 市民参画の機会を保障し、市政運営を行うこと。</p> <p>(3) 協働の原則 協働によりまちづくりの課題の解決に当たること。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|---|--|---|--|--|--|
| | を原則とする。 (対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、 国及び神奈川県と対等の立場で、協力 することを原則とする。 | | | 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施 及び評価のそれぞれの過程において、 町民の参加を保障する。 | | |
| 市 民 | (市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快 適な環境において安全で安心な生活を 営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、 執行、評価及び政策の形成への反映 (以 下「政策形成等」という。)の過程に参 加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有す る情報を知る権利を有する。 4 市民は、執行機関が行う行政サービス を受けることができる。 (市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを 自覚し、互いに尊重し、協力して、自 治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加する に当たっては、自らの発言と行動に責任 を持たなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分 任しなければならない。 (子ども) 第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境 をつくる責務を有する。 (地域コミュニティ) 第12条 市民は、互いに助け合い地域の課 題に自ら取り組むことを目的として自 主的に形成された集団 (以下この条にお いて「地域コミュニティ」という。)が 自治の担い手であることを認識し、これ を守り育てるよう努めるものとする。 | (市民の権利) 第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定 める権利を有するとともに、自治の基 本理念を実現するため、次に掲げる権 利を有します。ただし、法令上保有で きないものを除きます。 (1) 市長等及び市議会に対して、情報を 求める権利 (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を 表明し、又は提案する権利 (市民の責務) 第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定 める義務を有するとともに、自治の基 本理念を実現するため、次に掲げる責 務を果たします。 (1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、 又は自らまちづくりに取り組むよう努 めること。 (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっ ては、自らの発言と行動に責任を持つ こと。 2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、 その事業又は活動が社会生活に及ぼす 影響に十分配慮するとともに、社会との 調和に努め、まちづくりに取り組みま す。 | (市民の責務) 第4条 市民は、基本理念にのっとり、互 いに尊重し、地域自治をすすめるよう努 めるものとする。 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持 って、次世代に住みよいまちを引継ぐた め、積極的かつ主体的にまちづくり活動 に参画するよう努めるものとする。 (事業者等の責務) 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、 地域自治をすすめる一員としての社会 的責任を自覚し、市民や市が実施する まちづくり活動に参画しながら、地域 との調和を図るよう努めるものとし る。 | (まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの 主体であり、まちづくりに参加する権利 を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、 国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、 社会的又は経済的環境等の違いにより まちづくりに固有の関心、期待等を有し ていることに配慮し、まちづくりへの参 加についてお互いが平等であることを 認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主 性及び自立性が尊重され、町の不当な関 与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動 への参加又は不参加を理由として差別 的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子ども は、それぞれの年齢にふさわしいまちづ くりに参加する権利を有する。 2 町は前項の権利を保障するため、規則 その他の規程により具体的な制度を設 けるものとする。 (まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの 主体であることを認識し、総合的視点に 立ち、まちづくりの活動において自らの 発言と行動に責任を持たなければなら ない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) | (市民の知る権利) 第6条 市民は、市政に関する情報につい て、知る権利を有する。 (市民の参画の権利) 第7条 市民は、人種、信条、性別、社会的身 分等にかかわらず、市政および地域のま ちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、参画に当たっては、その自主性 が尊重されるとともに、参画することま たは参画しないことによる不利益な 取扱いを受けない。 (市民の役割と責務) 第8条 市民は、自治の主体として、地域社 会の活性化を図るとともに、市政および 地域の課題の解決に主体的に取り組む ものとする。 2 市民は、参画の機会を積極的に活用す るよう努めるとともに、参画に当たっ ては、公共的な視点に立って、自らの発言 と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、法令等の定めるところにより 納税等の義務を果たすものとし、また、 選挙権を有する市民は、その行使の機会 を生かすように努めるものとする。 | (市民の権利) 第6条 市民は、市政に参画する権利を有 する。 2 市民は、市政に関する情報を知る権利 を有する。 3 市民は、行政サービスを受ける権利を 有する。 4 満20歳未満の青少年及び子どもは、 それぞれの年齢にふさわしいまちづく りに参加する権利を有する。 (市民の責務と役割) 第7条 市民は、まちづくりの主体である ことを認識し、広い視野に立って、自ら の発言と行動に責任を持たなければなら ない。 2 市民は、まちづくりの主体として、地 域社会の活性化を図るとともに、市政及 び地域の課題の解決に主体的に取り組 むものとする。 (子どもの育成) 第8条 市民、議会及び行政は、子どもを 人として尊び、社会の一員として、重ん ずるとともに、将来の対馬市を担ってい く子どもが安心安全で、健やかに育つ環 境づくりに努めなければならない。 (地域コミュニティの育成) 第9条 市民、議会及び行政は、互いに 助け合い、地域の課題に自ら取り組むこ とを目的として自主的に形成された集 団 (以下「地域コミュニティ」という。) がまちづくりの担い手であることを認 |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|---|--|---|--|---|--|
| | <p>2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。</p> <p>4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。</p> | | | <p>第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p> | | <p>識し、これを守り育てよう努めるものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じるよう努めなければならない。</p> |
| 議 会 | <p>(市議会の責務)</p> <p>第13条 市議会は、自治の基本理念のつとめ、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。</p> <p>2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。</p> <p>3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第14条 市議会議員は、自治の基本理念のつとめ、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。</p> | <p>(市議会の役割)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。</p> <p>(1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。</p> <p>(2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。</p> <p>(3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。</p> <p>(1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。</p> <p>(2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。</p> | <p>(市議会の責務)</p> <p>第6条 市議会は、市民の代表機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めるところにより議決の権限を行使し、市の意思決定機関として市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政経営が適正に行われるように調査、監視機能を果たすとともに、議案提出権を積極的に活用するよう努めなければならない。</p> | <p>(議会の役割)</p> <p>第17条 議会は、町民の代表から構成される町民の意思決定機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>(議会の組織等)</p> <p>第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>(議会の会議)</p> <p>第20条 議会の会議は、討議を基本とする。</p> <p>2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められ</p> | <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第9条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実を図るとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動に関する情報を市民に広く分かりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の役割と責務)</p> <p>第10条 議員は、前条に規定する議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする。</p> | <p>(議会の責務と役割)</p> <p>第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意思決定機関であり、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | | <p>る場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。</p> <p>(議会の会期外活動)</p> <p>第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。</p> <p>2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。</p> <p>(政策会議の設置)</p> <p>第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。</p> <p>2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p> | | |
| 行政、市 | <p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。</p> <p>3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p> <p>(市職員の責務)</p> <p>第16条 市職員は、市民全体のために働く</p> | <p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。</p> <p>(市長等の役割)</p> <p>第10条 市長等は、次に掲げる役割を担います。</p> <p>(1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。</p> <p>(2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市</p> | <p>(市の責務)</p> <p>第7条 市は、基本理念にのっとり、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。</p> <p>2 市は、社会情勢及び市民意識に柔軟に対応し、施策を着実に実現するため、簡素で機能的な組織編成に努めるとともに、効率的、効果的な行政経営を行わなければならない。</p> | <p>(町長の責務)</p> <p>第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実</p> | <p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、自治の基本理念にのっとり、自治の推進および市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(執行機関の役割と責務)</p> <p>第12条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、</p> | <p>(市長の責務と役割)</p> <p>第11条 市長は、市民の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。</p> <p>(市職員の責務と役割)</p> <p>第12条 市職員は、市民の信託に基づいていることを自覚し、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|----------|--|---|--------|---|--|--|
| | <p>者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> | <p>民の満足度を高めること。</p> <p>(市の職員の責務)</p> <p>第11条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。</p> | | <p>に職務を執行することを宣誓しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p> <p>(執行機関の責務)</p> <p>第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。</p> <p>2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p> | <p>執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、参画と協働による市政および地域のまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、職務の遂行に当たっては、参画と協働による市政および地域のまちづくりの推進に努めるものとする。</p> | <p>ない</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、地域の課題に的確に対応しなければならない。</p> |
| 市政運営の基本等 | <p>(運営原則)</p> <p>第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。</p> <p>4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>(市政の基本原則)</p> <p>第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。</p> <p>(1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。</p> <p>(2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。</p> <p>(3) 市民に対する説明責任を果たすこと。</p> | | | | <p>(効率的な市政運営)</p> <p>第13条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。</p> |
| 組 織 | <p>(執行機関の組織)</p> <p>第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。</p> | <p>(組織体制)</p> <p>第15条 市長等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ機能的な組織体制を整備します。</p> <p>(総合的な行政サービス)</p> | | <p>(組 織)</p> <p>第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p> | <p>(行政組織の編成)</p> <p>第33条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。</p> | <p>(組織体制)</p> <p>第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で流動的な組織体制を整備しなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|--|--|---|---|--|--|
| | | <p>第16条 市長等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。</p> <p>(人事体制)</p> <p>第17条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。</p> <p>2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。</p> | | | | |
| 総合計画 | <p>(総合計画)</p> <p>第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。</p> | <p>(総合的かつ計画的な市政)</p> <p>第13条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。</p> <p>2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画(以下「市民参画」といいます。)の手段を実施し、市民の意見を適切に反映させます。</p> <p>3 市長等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手段のもと、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。</p> <p>4 市長等は、総合計画を策定し、又は変更したときは、市民への周知を図ります。</p> | <p>(総合計画等)</p> <p>第8条 市は、住みよいまちづくりをすすめるため、福津市総合計画等(以下「総合計画等」という。)を策定し、総合的かつ計画的にこれをすすめるなければならない。</p> | <p>(計画の策定等における原則)</p> <p>第37条 総合的かつ計画的に町の仕事をを行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。</p> <p>2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例に規定する計画</p> <p>(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画</p> <p>3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容</p> <p>(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間</p> <p>(計画策定の手続)</p> <p>第38条 町は、総合計画で定める重要な計</p> | <p>(総合計画)</p> <p>第25条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。</p> <p>3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。</p> | <p>(総合計画)</p> <p>第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会並びに広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|---------|---|--|--------|---|---|--|
| | | | | <p>画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項</p> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>(計画進行状況の公表)</p> <p>第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p> | | |
| 財 政 運 営 | <p>(財政の健全性の確保)</p> <p>第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(財産管理)</p> <p>第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</p> <p>(財政状況等の公表)</p> <p>第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。</p> | <p>(効率的かつ効果的な市政)</p> <p>第14条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。</p> <p>2 市長等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。</p> <p>3 市長等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。</p> | | <p>(総 則)</p> <p>第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。</p> <p>(予算編成)</p> <p>第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。</p> <p>(決算)</p> | <p>(財政運営)</p> <p>第26条 市長は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な政策等の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算および決算その他市の財政状況に関する情報を市民に、分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>3 執行機関は、出資法人 (市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人をいう。) に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。</p> | <p>(健全な財政運営)</p> <p>第16条 行政は、財政計画等を策定し、計画的に財政の健全化を図り、財政状況について市民に公表しなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|---------|--------|--------|--|--------|---------------|
| | | | | <p>第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。</p> <p>(財産管理)</p> <p>第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。</p> <p>2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。</p> <p>3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。</p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。</p> | | |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|----------|---|--|---|---|--|---|
| 行政評価 | <p>(行政評価)</p> <p>第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> | | <p>(行政評価)</p> <p>第14条 市は、総合計画等に基づいた施策等の実施にあたっては、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を事後の施策等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、第三者機関である行政評価委員会を設け、総合計画等に基づいた施策等の点検及び評価を受けるとともに、その結果をわかりやすく公表しなければならない。</p> | <p>(評価の実施)</p> <p>第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。</p> <p>(評価方法の検討)</p> <p>第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。</p> <p>2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。</p> | <p>(行政評価)</p> <p>第29条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</p> <p>2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。</p> | <p>(行政評価)</p> <p>第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、別に定めるところにより行政評価を実施しなければならない。</p> <p>2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映するよう努めなければならない。</p> |
| 外部監査 | | | | | <p>(外部監査)</p> <p>第30条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。</p> | |
| 市民の利益の保護 | <p>(個人情報の保護)</p> <p>第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>(個人情報保護)</p> <p>第26条 市長等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。</p> | | <p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>(個人情報の保護)</p> <p>第16条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。</p> | <p>(個人情報の保護)</p> <p>第18条 議会及び行政は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に努めなければならない。</p> |
| 危機管理 | | <p>(危機管理)</p> <p>第24条 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。</p> | | <p>(危機管理体制の確立)</p> <p>第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければ</p> | <p>(危機管理体制の整備等)</p> <p>第34条 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</p> | |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|--|--|--|--|--|---|
| 行政手続 | <p>(行政手続)</p> <p>第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。</p> <p>2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>(行政手続)</p> <p>第20条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。</p> | | <p>ばならない。</p> <p>(行政手続の法制化)</p> <p>第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p> <p>(法令の遵守)</p> <p>第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要措置を講ずるものとする。</p> | <p>(行政手続)</p> <p>第28条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。</p> | <p>(行政手続)</p> <p>第19条 行政は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。</p> |
| 出資法人 | <p>(出資法人に対する指導等)</p> <p>第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。</p> | | | | | |
| 公益通報 | | <p>(公益通報制度)</p> <p>第18条 市長等は、公益通報（市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。以下同じです。）を受ける体制を整備します。</p> <p>2 市長等は、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。</p> | | | <p>(公益通報)</p> <p>第31条 執行機関は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。</p> | |
| 政策法務 | | | | <p>(政策法務の推進)</p> <p>第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。</p> | <p>(政策法務)</p> <p>第32条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする</p> | |
| 情報共有 | <p>(説明責任)</p> <p>第21条 執行機関は、政策形成等に関する</p> | <p>(情報共有の原則)</p> <p>第25条 市長等及び市議会は、市政に関す</p> | <p>(情報の共有)</p> <p>第12条 市は、保有する情報を積極的に公</p> | <p>(説明責任)</p> <p>第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施</p> | <p>(情報の共有)</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報を積極的</p> | <p>(情報の共有)</p> <p>第20条 行政は、市政に関する情報を積</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|--|--|--|--|--|--|
| | <p>事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>る情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。</p> <p>2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。</p> <p>3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。</p> <p>(意見等の取扱い)</p> <p>第21条 市長等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。</p> <p>2 市長等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第22条 市長等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。</p> <p>(公的オンブズマン)</p> <p>第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。</p> | <p>表及び提供を行うことにより、市民及び事業者等との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 事業者等は、自らが保有するまちづくりに関する情報を提供するように努めるものとする。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第13条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民及び事業者等にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 市は、まちづくりに関する市民及び事業者等の意見、要望及び提案等に対して、わかりやすくかつ速やかに応答しなければならない。</p> | <p>及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(意思決定の明確化)</p> <p>第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>(情報共有のための制度)</p> <p>第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。</p> <p>(1) 町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供する制度</p> <p>(2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度</p> <p>(3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度</p> <p>(4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度(情報の収集及び管理)</p> <p>第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p>(意見・要望・苦情等への応答義務等)</p> <p>第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <p>2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成す</p> | <p>に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第15条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>(説明責任等)</p> <p>第27条 執行機関は、政策等の立案、実施および評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p> | <p>極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 行政は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第21条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|---------|---|--------|---|---|--|
| | | | | <p>る。</p> <p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関)</p> <p>第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p> | | |
| 意見聴取 | | | | <p>(条例制定等の手続)</p> <p>第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p> | <p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第19条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」という。)を行うものとする。</p> <p>2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。</p> | <p>(パブリックコメント)</p> <p>第22条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意志決定を行わなければならない。</p> |
| 審議会等 | | <p>(審議会等)</p> <p>第19条 市は、法令に基づき設置する附属</p> | | <p>(審議会等の参加及び構成)</p> <p>第31条 町は、審査会、審議会、調査会そ</p> | <p>(附属機関等の委員の公募)</p> <p>第20条 執行機関は、附属機関等につい</p> | <p>(審議会等の参加)</p> <p>第23条 行政は、法令に基づき設置する</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|--------|---------|--|---|--|---|---|
| | | <p>機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。</p> <p>2 市長等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。</p> | | <p>他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。</p> | <p>て、その委員の一部を公募により選任するものとする。</p> | <p>附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。</p> |
| 自治組織 | | <p>(自治推進委員会)</p> <p>第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。</p> <p>4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p> | <p>(地域づくり)</p> <p>第11条 市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。</p> | | | |
| コミュニティ | | <p>(地域コミュニティ活動)</p> <p>第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。</p> <p>2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。</p> | | <p>(コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。</p> <p>(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。</p> <p>(町とコミュニティのかかわり)</p> | <p>(地域コミュニティ協議会)</p> <p>第23条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p> <p>2 市民は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域コミュニティ協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために</p> | |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|---------|--|---|--|--|---|
| | | <p>3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。</p> <p>(市民公益活動)</p> <p>第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。</p> | | <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p> | <p>活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。次項において同じ。）を設置することができる。</p> <p>3 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>(市民活動団体)</p> <p>第24条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p> | |
| 協働・参画 | | <p>(参画の原則)</p> <p>第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。</p> <p>2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。</p> <p>(青少年・子どもの参画)</p> <p>第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（未成年の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。</p> <p>(協働の原則)</p> <p>第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。</p> <p>2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。</p> <p>(市民参画・協働のための仕組み)</p> <p>第30条 市長等は、重要な施策の立案、実</p> | <p>(市民参画)</p> <p>第9条 市民及び事業者等は、自由及び平等な立場でまちづくりに参画する権利を有するものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりの基本となる施策の立案にあたっては、意見聴取その他多様な制度を設け、又は施策を講ずることによって、市民及び事業者等が参画する機会を確保することに努めなければならない。</p> <p>(協働)</p> <p>第10条 市民、事業者等及び市は、共働で地域自治の課題解決に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項に規定する取組みに対し、支援するよう努めなければならない。</p> | | <p>(地域のまちづくりへの参画)</p> <p>第17条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>(市政への参画)</p> <p>第18条 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに、政策等の立案、実施および評価の各過程において、参画の推進に努めなければならない。</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第22条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性および自立性を損なうものであってはならない。</p> | <p>(市民参画)</p> <p>第24条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識のもと、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、市民が市政及びまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならない。</p> <p>(協働)</p> <p>第25条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。</p> <p>(男女共同参画)</p> <p>第26条 市民、議会及び行政は、男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-------|--|---|--------|--|--|---|
| | | <p>施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。</p> <p>2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。</p> <p>3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。</p> <p>4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。</p> <p>(参画と協働によるまちづくり条例)</p> <p>第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。</p> | | | | |
| 投票制度 | <p>(住民投票)</p> <p>第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、市政に係る重要事項について、</p> | <p>(住民投票)</p> <p>第34条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第35条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住</p> | | <p>(町民投票の実施)</p> <p>第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p> <p>(町民投票の条例化)</p> <p>第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</p> <p>2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> | <p>(住民投票)</p> <p>第21条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定める。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> | <p>(住民投票)</p> <p>第27条 市長は、市政に関し、特に重要な事業について、市民の意志を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。</p> |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|-----------|--|---|--------|---|--|---------------|
| | <p>自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。</p> <p>6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>民投票を発議することができます。</p> | | | | |
| 他の自治体との連携 | <p>(他の自治体との連携)</p> <p>第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。</p> | <p>(国、他の地方公共団体等との連携)</p> <p>第36条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。</p> <p>2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。</p> <p>3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。</p> | | <p>(町外の人々との連携)</p> <p>第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p> <p>(近隣自治体との連携)</p> <p>第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(広域連携)</p> <p>第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>(国際交流及び連携)</p> <p>第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p> | <p>(国および他の地方公共団体との連携・協力)</p> <p>第35条 市は、国および他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。</p> | |

(仮称) 市民基本条例の条文比較 (総括)

| 都 市 名 | 神奈川県大和市 | 熊本県熊本市 | 福岡県福津市 | 北海道ニセコ町 | 香川県高松市 | 長崎県対馬市 (たたき台) |
|--------|--|--|---|--|---|--|
| 条例の見直し | | <p>(条例の見直し)</p> <p>第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。</p> <p>2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。</p> | <p>(条例の見直し)</p> <p>第15条 市長は、4年を超えない期間ごとにこの条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>(この条例の検討及び見直し)</p> <p>第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直し等必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>(条例の検証)</p> <p>第36条 市は、この条例の趣旨に照らして、自治運営の状況を把握し、検証するため、別に条例で定めるところにより、高松市自治推進審議会を置く。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>(条例の検証)</p> <p>第28条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、別に条例を定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| そ の 他 | <p>(厚木基地)</p> <p>第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。</p> | | | | | |